

2024年
12月号

職場内で提示・回覧を
お願いします。

健康だより

令和6年10月からお薬の自己負担の 新たな仕組みが始まりました

令和6年10月から、ジェネリック医薬品（後発医薬品）のある一部の先発医薬品（長期収載品）について、患者様が先発医薬品を希望した場合、通常の自己負担分とは別に選定療養として「特別の料金」をお支払いいただく仕組みが導入されました。

※医療上必要があると医師が判断した場合や、ジェネリック医薬品の在庫がない場合等は対象とはなりません。

この機会に先発医薬品に比べて低価格のジェネリック医薬品のご利用をご検討ください。

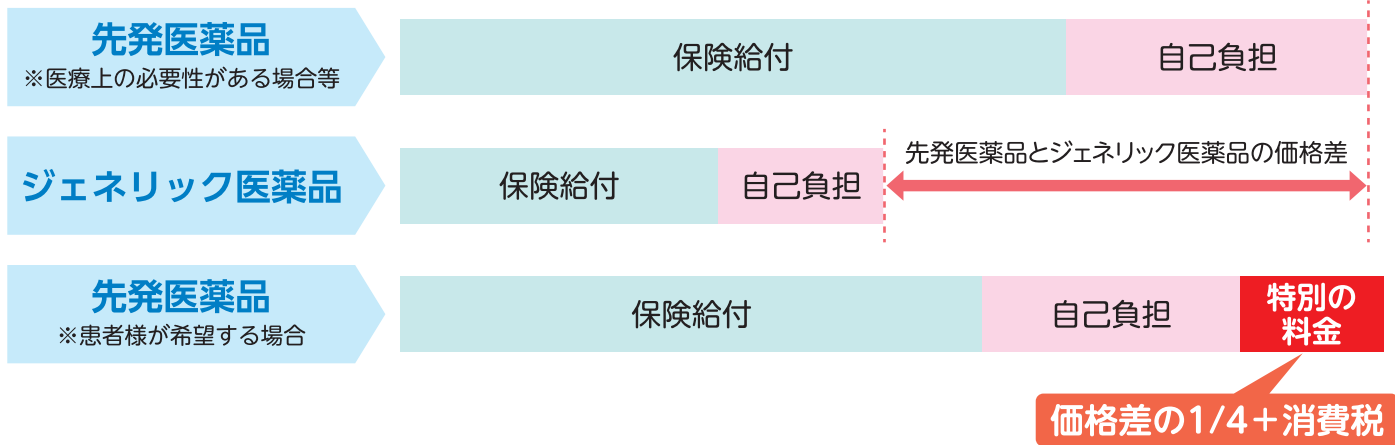
※ご検討の際には医師・薬剤師にご相談ください。

※一部のジェネリック医薬品において供給不足・欠品が生じており、切り替えが難しい場合があります。

「特別の料金」について

「特別の料金」とは先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことです。

※「特別の料金」は課税対象のため消費税が加算されます



事業主・加入者
の皆様へ

令和6年度 被扶養者資格再確認における 被扶養者状況リスト等提出のお願い

送付
時期

令和6年10月上旬から11月上旬にかけて事業主様へ発送済

※すべての被扶養者様について資格再確認の必要がない場合は、事業主様へ被扶養者状況リストはお送りしていません。

被扶養者状況リスト等は毎年必ず提出が必要となります。
まだ提出がお済みでない事業主様は至急、同封の返信用封筒にて
ご提出ください。



上手な医療のかかり方 知っていますか？医療費節約術

病気やケガをしたとき、医療機関の受診の仕方を意識したことはありますか？
医療機関を受診する際のポイントをご紹介します。



① 「かかりつけ医」を持ちましょう

かかりつけ医は、患者の日頃の健康状態を把握しているため、**病気の予防や早期発見、早期治療が可能**であり、病気や症状、治療法などについての**的確な診断やアドバイス**してくれます。また、必要に応じて**適切な医療機関を紹介**してくれるなど、かかりつけ医を持つことは、様々なメリットがあります。

② はしご受診を控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することを**はしご受診**といいます。

はしご受診をすると、その都度、初診料がかかるうえに、同じような検査や投薬が繰り返され、医療費やからだの負担増につながります。医療機関はむやみに変えず、疑問や不安があれば、かかりつけ医に相談しましょう。

③ 大病院は特別の料金がかかる場合があります

大学病院などの大病院に軽症患者が集中すると本来担うべき機能に支障が生じます。

かぜなどの軽い症状の場合は、まずはかかりつけ医を受診するようにしましょう。

もし、紹介状を持たずに大病院を受診した場合、**「特別の料金」(医科初診の場合7,000円以上)**がかかります。

医療機関には、規模や機能によって役割があり、大病院は重症患者などに専門的な医療を提供する医療機関です。まずはお住まいの地域のかかりつけ医を受診し、必要に応じて紹介を受けるなど、**医療機関の役割に応じた適切な受診**を行うよう、お願いします。



④ 受診時間に注意しましょう

夜間や休日など**診療時間外の受診は割増料金(6歳以上の初診の場合850~4,800円※そのうち自己負担額は2割もしくは3割)**がかかります。また、夜間や休日は限られた検査や治療しか受けられない場合が多く、診療時間内に改めて受診する必要があります。

そのため、緊急時以外は、できるだけ診療時間内に受診しましょう。

夜間・休日の急なお子様の症状には

突然のお子様の症状の対処に戸惑うときや、医療機関を受診すべきか判断に困ったときなどは、こども救急電話相談(**短縮電話番号 #8000**)に電話をかけると、看護師や小児科医師に相談をすることができます。

詳細はこちら

